

1 いじめの防止についての基本的な考え方

※ 文部科学省の定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめを防止し子供の健全育成を図るために、学校と家庭、地域が連携して子供を見守り、支援し続けることが大切です。本校では、小さな問題であっても丁寧に実態をつかみ、解決へ向かって子供たちが歩みだすことができるように指導していきます。

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 他者を受け入れる心を養うためのソーシャルスキルトレーニング（生活の中で人間関係を円滑にする適応能力を育む）、エンカウンター（心を育てることを目的としたゲーム等を取り入れた体験）を取り入れます。
 - ・子供同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ② 「いじめ防止集会—笑顔でいい友集会—」による「いじめ」について考える集会を行います。
 - ・「いじめはダメ、ぜったい」を合言葉に、あいさつをはじめとし、素敵な言葉がけができる集団、いじめゼロの学校をめざします。
- ③ 子供の状態を把握する教師力の育成・子供の心を醸成する学級経営に努めます。
 - ・子供の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ④ 保護者との信頼づくりに努めます。
 - ・学校の様子を通信等で発信するとともに、保護者との連携を深めるように努めます。
- ⑤ 人権週間における児童の参加活動の取組を行います。
 - ・人権週間を利用し、いじめについての認識を高めたり、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したりします。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 日常生活の観察、毎日のふりかえりカード等からの情報収集をします。
 - ・子供の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないように努めます。
- ② 年間6回のアンケートを行います。状況に応じて個別相談を行います。
 - ・生活アンケートや個別相談により、子供の小さなサインを見逃さないように努めます。
 - ・教師と子供との温かい人間関係をつくり、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ③ 学期に1回、スクールカウンセラーに参加していただき「校内いじめ・不登校対策委員会」を開き、子供の様子を把握し、いじめの未然防止、発覚したいじめの解決策を考えます。

(3) いじめに対する子供への対応

・いじめが起きたとき、校内いじめ対策委員会を開き、以下に示す指導の観点から適切なものを選択し、教職員の共通理解の下で、指導やケアに当たります。

いじめた子供への対応	いじめられた子供への対応
状況の把握	状況の把握
<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や養護教諭、他の教職員が状況を聞きます。場合によっては、スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞き、カウンセリングを行います。 	
手だて <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導をしたり、交友関係に配慮したりします。 ・保護者への報告をし、共に解決策を考えます。 ・場合により、児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応を行います。 	ケアとサポート <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が寄り添うなどして心身の安全を確保し、不安や心配を取り除くようにします。 ・学級担任や養護教諭、他の教職員が継続的に面談をします。スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行います。 ・場合により、児童相談所等の関係機関と連携した対応を行います。
その他の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じて継続的にいじめ解消に向けた指導や配慮をします。 ・必要に応じて、学年・学校全体に対して指導します。 ・職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討します。 ・重大事態が発生した場合、教育委員会等の関係機関と連携して対応します。 	